



労務管理のことでお悩みの事業主のみなさま
社会保険労務士に“**無料**”で相談ができます

秋田働き方改革推進支援センター 大館市出張相談室のご案内

同一労働同一賃金ってなに？

人手不足を解消したい

助成金を活用したい！

法改正に合わせて就業規則を見直し

テレワークってなにから始めればいいの？

- ① 働き方改革に関し、社内で行っている内容についてアドバイスがほしい。
- ② 就業規則改正について、どこを直せばよいかアドバイスがほしい。
- ③ その他、対面で相談したい。
(ちょっとしたことでもOKです。)

事前予約を受け付けますので、
下記のフリーダイヤルにお電話
ください。(当日でも可能な場合
があります)
資料、就業規則などをご持参く
ださい。

会場： 大館市役所 1階会議室 (大館市字中城20)

時間： 各日 13時30分～16時30分

日程：2023年

6月21日(水) 103会議室

7月19日(水) 102会議室

8月16日(水) 103会議室

9月20日(水) 102会議室

10月18日(水) 103会議室

11月15日(水) 103会議室

12月20日(水) 103会議室

2024年

1月17日(水) 103会議室

2月21日(水) 103会議室

3月13日(水) 103会議室

秋田働き方改革推進支援センター (秋田県社会保険労務士会運営)



0120-695-783

※一部IP電話等繋がらない場合は、Tel：018-865-5335 (有料)
【受付時間】平日 9:00～17:00

住所 秋田市大町3-2-44 大町ビル3階

MAIL support@hatarakikata.akita.jp

FAX 018-823-3883

相談方法

- ・フリーダイヤルによる電話相談
- ・来所による相談
平日 9:00～17:00（年末年始を除く）
- ・メールによる相談
返信は上記時間帯となります
- ・専門家の個別訪問による相談
土日や夜間を含め、ご希望をうかがいます
- ・県内各地で開催する出張相談会での相談
開催日時についてはお問い合わせください

費用

無料

その他

研修会や相談会へ講師・相談員を無料で派遣します

秋田働き方改革推進支援センター

（秋田県社会保険労務士会が実施しています）

〒010-0921 秋田市大町3-2-44 大町ビル3階

フリーダイヤル 0120-695-783 ☎ 018-865-5335（有料）



秋田働き方改革推進支援センター 相談申込書 FAX 018-823-3883

専門家の個別訪問による相談、来所での相談をご希望の場合には下記にご記入の上、FAXにて送信ください。申込用紙の確認後ご連絡いたします。

貴社名	住 所		〒 -		
ご担当者	部署名： 氏 名：	労働者数	正 規 雇 用 者： 非 正 規 雇 用 者：	人 人	業種等 業 種： 資本金： 万円
T E L		F A X		MAIL	
☐ メールで、セミナーや法改正情報の案内を希望しますか？ ☐ はい ☐ いいえ					
☐ ご希望のご相談方法に☑をつけてください。 ☐ 専門家の個別訪問による相談 ☐ センターに来所しての相談 ☐ 大館市出張相談室での相談					
☐ 貴社に関連している社会保険労務士はいますか？ ☐ いる ☐ いない					
☐ ご相談内容 ※該当する項目に☑をつけてください。（複数選択可）					
☐ 労働時間等の労務管理（休日・休暇） ☐ 同一労働同一賃金 ☐ 生産性向上による賃金引上げ ☐ 助成金の活用					
☐ 就業規則他諸規定、各種労使協定 ☐ 労働条件管理全般 ☐ 人材募集・育成、教育訓練 ☐ 人手不足解消					
☐ 賃金、賞与、退職金制度 ☐ 職場環境、労働安全衛生 ☐ 退職、定年再雇用、解雇等 ☐ 売上向上					
☐ 労働紛争、セクハラ、パワハラ等 ☐ 社会保険、労働保険 ☐ ストレス（メンタル）チェック ☐ モチベーション					
☐ 新型コロナウイルス感染症対策 ☐ 育児・介護両立支援 ☐ 何をやっていいかわからない ☐ テレワーク					
☐ その他（ ）					
☐ その他ご要望等がございましたらご記入ください。					

センター使用欄	派遣専門家名	申込受付	担当者	月 日
	訪問予定日時 月 日 :	コーディネーター取次	担当者	月 日